



2023年11月8日

各位

ビート・ホールディングス・リミテッド
(URL: www.beatholdings.com)
代表者名 最高経営責任者 (CEO)
チン・シャン・ファイ
(東証スタンダード市場 コード番号: 9399)
連絡先 IR室マネージャー
高山 雄太
(電話: 03-4570-0741)

株式併合及び授権資本の増加に関するお知らせ

本日、当社の取締役会は、2023年12月27日開催予定の2023年度定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、以下のとおり、株式併合（以下「本株式併合」又は「本併合」といいます。）を普通決議により、及び授権資本の増加（以下「本授権資本増加」といいます。）を特別決議により、株主の皆様のご承認をいただきたく、それぞれの議案を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 本株式併合

(1) 本併合の目的

当社の発行済並びに未発行の普通株式、優先株式及び劣後株式を100株につき1株の比率をもって併合する株式併合を実施するものであります。

これは、最近の普通株式の株価が低迷している中、本株式併合により当該状況を改善することを目的とするものであります。

(2) 本併合の内容

(i) 併合する株式の種類

普通株式、優先株式及び劣後株式

(ii) 本併合の割合

100株につき1株の比率をもって併合いたします。

(iii) 効力発生日

2024年3月27日（予定）確定日は、本株主総会にて可決された後、取締役会にて決議し、開示いたします。（以下「本効力発生日」といいます。）

(iv) 本併合による発行済株式総数の変更（普通株式、優先株式及び劣後株式）

(2023年10月31日現在の発行済株式数に基づいた場合)

本併合前の発行済株式総数	240,560,057.7900株
本併合により変更される発行済株式総数	238,154,457.2121株
本併合後の発行済株式総数	2,405,600.5779株

(注) 当社には、当社株主名簿に氏名が記載された株主様（以下「登録株主」といいます。）、及び株式会社証券保管振替機構を通じて当社株式を保有されている保有者様（以下「実質株主」といいます。）がおります。また「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、「本株式併合前の発行済株式総数」及び併合比率に基づき算出した理論値です。

(3) 本併合により減少する株主数

参考として2023年6月30日現在の株主構成は次のとおりです。（普通株式、優先株式及び劣後株式）



所有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
1株以上9株以下	3,649名 (22.10%)	11,190.91 株 (0.01%)
10株以上 49株以下	2,039名 (12.35%)	40,969.41 株 (0.03%)
50株以上99株以下	641名 (3.88%)	41,648.70 株 (0.03%)
100株以上499以下	3,429名 (20.77%)	694,640.64 株 (0.54%)
500株以上999以下	1,197名 (7.25%)	755,406.13 株 (0.59%)
1,000株以上4,999以下	2,973名 (18.01%)	6,103,665.00 株 (4.71%)
5,000株以上9,999以下	804名 (4.87%)	5,266,958.00 株 (4.07%)
10,000株以上49,999以下	1,316名 (7.97%)	26,549,703.00 株 (20.51%)
50,000株以上	463名 (2.80%)	89,993,876.00 株 (69.51%)
合計	16,511名 (100.00%)	129,460,057.79株 (100.00%)

(注)上記の場合、本株式併合を行うことにより、100 株未満の株式を所有されている株主様合計 6,329 名 (その所有株式数の合計 93,809.02 株) は、株主としての地位を失うこととなります。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数については、当社が買い戻し、その代金を端数が生じた株主に対して、保有する端数の割合に応じて分配いたします。具体的には、当該端数が生じた株主様に、上記「1. 本株式併合、(2) 本併合の内容、(iii) 効力発生日」に記載の本効力発生日の直前取引日の終値に 100 を乗じた金額を、当該 1 株に満たない端数で乗じて算出した金額を、株主名簿管理人又は株式事務代行会社（登録株主の場合：当社、また実質株主の場合：三菱 UFJ 信託銀行株式会社）を通じて返金いたします。ただし、当該株主が登録株主であり、次段落に記載の期限内に端数株式を買い戻さないことを選択した場合は、その端数の権利は当該登録株主に発行されるものとします。

本株式併合の結果、1 株に満たない端数について、当社が買い戻さないことを選択する登録株主は、通知書に適切に記入しその名義を署名（共同保有者の場合は、関連する共同保有者全員が署名し、保有者又は共同保有者が法人である場合は、その取締役の 1 人又は正当な権限を有する署名者が署名）し、取締役会により決定された後お知らせする日時（以下「本期限」といいます。）までに、当社の Suite 2103 Infinitus Plaza 199 Des Voeux Road Central, Hong Kong にて受領されるよう提出されるものとします。当該選択は、当該書面による通知が提出され、本期限までに当社が受領しない限り有効となりません。また、記入・提出された書面による通知は、修正することができないものとします。

(5) 本併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案が普通決議により承認可決されることを条件に、取締役会が決定する 2024 年 12 月 31 日以前の日において、その効力が生ずることとなります。

なお、本株式併合は、ケイマン諸島の法令及び当社の附属定款第 4 条に従い、現行の基本定款第 8 条を変更することなく、額面価額を増加させるものですが、株主の皆様のために、本株式併合が承認された場合、授權資本に関する同条を読み替えると以下のとおりとなります（下線部分が相違点となります。）。

現行基本定款	本株主併合後の読み替え
--------	-------------



<p>8. 当社の授権資本は 200,000,000 香港ドルであり、1株当たり額面 <u>0.01 香港ドル</u> の <u>18,200,000,000</u> 普通株式、一株当たり額面 <u>0.01 香港ドル</u> の <u>1,300,000,000</u> 優先株式及び一株当たり額面 <u>0.01 香港ドル</u> の <u>500,000,000</u> 劣後株式に分割され、法によって許される範囲で、当社はこれらのいかなる株式も償却又は買い入れることができ、会社法（改正）及び付属定款の規定に従い前記授権資本を増加又は減少することができ、優先権又は特別な特権を付して又はこれらを付さずに、もしくは何らかの条件的条件に従い、又は何らかの条件又は制約に従い、当初のものか、償還されたものか又は増資によるものかを問わず、その授権資本のいかなる一部についても発行することができる。かかる場合、発行条件が他に明示に表明されている場合を除き、株式のいかなる発行は、優先株とされるか否かを問わず、上記の権能に従うものとする。</p>	<p>8. 当社の授権資本は 200,000,000 香港ドルであり、1株当たり額面 <u>1 香港ドル</u> の <u>182,000,000</u> 普通株式、一株当たり額面 <u>1 香港ドル</u> の <u>13,000,000</u> 優先株式及び一株当たり額面 <u>1 香港ドル</u> の <u>5,000,000</u> 劣後株式に分割され、法によって許される範囲で、当社はこれらのいかなる株式も償却又は買い入れることができ、会社法（改正）及び付属定款の規定に従い前記授権資本を増加又は減少することができ、優先権又は特別な特権を付して又はこれらを付さずに、もしくは何らかの条件的条件に従い、又は何らかの条件又は制約に従い、当初のものか、償還されたものか又は増資によるものかを問わず、その授権資本のいかなる一部についても発行することができる。かかる場合、発行条件が他に明示に表明されている場合を除き、株式のいかなる発行は、優先株とされるか否かを問わず、上記の権能に従うものとする。</p>
---	--

2. 授権資本の増加

取締役会は、将来、当社がより多くの株式を発行することを可能とするため、本株式併合が株主の皆様のご承認を得ることを条件として、本株式併合が有効となった直後に当社の授権資本を (a) 200,000,000 香港ドル、1株当たり額面 1.00 香港ドルの 182,000,000 普通株式、一株当たり額面 1.00 香港ドルの 13,000,000 優先株式及び一株当たり額面 1.00 香港ドルの 5,000,000 劣後株式から、(b) 20,000,000,000 香港ドル、1株当たり額面 1.00 香港ドルの 18,200,000,000 普通株式、一株当たり額面 1.00 香港ドルの 1,300,000,000 優先株式及び一株当たり額面 1.00 香港ドルの 500,000,000 劣後株式に増加させることを、株主の皆様へ特別決議にてご承認をいただく提案いたします。本授権資本増加は、本株式併合が有効となった場合のみ有効となります。

なお、本授権資本増加は、ケイマン諸島の法令及び当社の附属定款第4条及び第6条に従い、現行の基本定款第8条を変更することなく、授権資本を増加させるものですが、株主の皆様の便宜のために、本株式併合及び本授権資本増加が承認され有効となった場合、授権資本に関する同条を読み替えると以下のとおりとなります（下線部分が相違点となります。）。

本株式併合のみが有効となった後の読み替え	本株式併合及び本授権資本増加が共に有効となった後の読み替え
<p>8. 当社の授権資本は <u>200,000,000</u> 香港ドルであり、1株当たり額面 <u>1 香港ドル</u> の <u>182,000,000</u> 普通株式、一株当たり額面 <u>1 香港ドル</u> の <u>13,000,000</u> 優先株式及び一株当たり額面 <u>1 香港ドル</u> の <u>5,000,000</u> 劣後株式に分割され、法によって許される範囲で、当社はこれらのいかなる株式も償却又は買い入れることができ、会社法（改正）及び付属定款の規定に従い前記授権資本を増加又は減少することができ、優先権又は特別な特権を付して又はこれらを付さずに、もしくは何らかの時</p>	<p>8. 当社の授権資本は <u>20,000,000,000</u> 香港ドルであり、1株当たり額面 <u>1 香港ドル</u> の <u>18,200,000,000</u> 普通株式、一株当たり額面 <u>1 香港ドル</u> の <u>1,300,000,000</u> 優先株式及び一株当たり額面 <u>1 香港ドル</u> の <u>500,000,000</u> 劣後株式に分割され、法によって許される範囲で、当社はこれらのいかなる株式も償却又は買い入れることができ、会社法（改正）及び付属定款の規定に従い前記授権資本を増加又は減少することができ、優先権又は特別な特権を付して又はこれらを付さずに、もしくは</p>



<p>期的条件に従い、又は何らかの条件又は制約に従い、当初のものか、償還されたものか又は増資によるものかを問わず、その授権資本のいかなる一部についても発行することができる。かかる場合、発行条件が他に明示に表明されている場合を除き、株式のいかなる発行は、優先株とされるか否かを問わず、上記の権能に従うものとする。</p>	<p>は何らかの時的期的条件に従い、又は何らかの条件又は制約に従い、当初のものか、償還されたものか又は増資によるものかを問わず、その授権資本のいかなる一部についても発行することができる。かかる場合、発行条件が他に明示に表明されている場合を除き、株式のいかなる発行は、優先株とされるか否かを問わず、上記の権能に従うものとする。</p>
---	--

3.日程

取締役会決議日	2023年11月8日
本株主総会決議日	2023年12月27日（予定）
本株式併合及び本授権資本増加の効力発生日	2024年3月27日（予定）

以上

【ご参考】

本株式併合に関する Q&A

Q1. 株式併合とはどのようなことですか。

A1. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。今回、当社では100株を1株に併合いたします。

Q2. 株式併合の目的は何ですか。

A2. 最近の普通株式の株価が低迷している中、本株式併合により当該状況を改善することを目的とするものであります。

Q3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A3. 本株式併合後の株主様のご所有株式数は、株式併合後の権利を有する株主を確定するための基準日（本効力発生日の直前取引日であり、確定次第開示いたします。）における最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に100分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数については、当該端数の権利を有する登録株主が他の選択をしない限り、当社が買い戻し、その端数の権利は発行されないものとしします。）となります。また、議決権数は本株式併合後のご所有株式数1株につき1個となります。

例として、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	株式併合前		株式併合後		
	ご所有株式数	議決権個数	ご所有株式数	議決権個数	端数株式
例1	1,785株	1,785個	17株	17個	0.85株
例2	1,000株	1,000個	10株	10個	なし
例3	997株	997個	9株	9個	0.97株
例4	200株	200個	2株	2個	なし
例5	99株	99個	なし	なし	0.99株
例6	1株	1個	なし	なし	0.01株

(1) 例2及び4に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。



(2) 例 1、3、5 及び 6 に該当する株主様については、本株式併合の結果、1 株に満たない端数を当社が買い戻し、その代金を端数が生じた株主に対して、保有する端数の割合に応じて分配いたします。ただし、当該株主が**登録株主**で本期限内に端数株式を買い戻さないことを選択した場合は、その端数の権利は当該**登録株主**に発行されるものとします。この端数を処分してお支払いする金額のご案内を当該端数が発生する各株主に通知をお送りし、当該通知を発送する時期をお知らせする予定です。

(3) 例 5 及び 6 に該当する株主様は、本株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、当社株式のご所有機会を失うこととなります。当該株主が**登録株主**で本期限内に端数株を買い戻さないことを選択しない限り、当該端数株は当社が買い戻します。

Q4. 株式併合により所有株式数が減少しますが、資産価値に影響がありますか。

A4. 本株式併合の前後で会社の資産や資本には変化はありませんので、端数株の買い戻しや株式市況の変動など他の要因を除けば、当社の資産価値が変わることはございません。本株式併合の結果、株主様のご所有の株式数は併合前の 100 分の 1 に減少することとなりますが、1 株当たりの純資産額については併合前の 100 倍となります。また、株価につきましても理論上は併合前の 100 倍となります。

Q5. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A5. 次のとおりの日程を予定しております。

取締役会決議日	2023 年 11 月 8 日
本株主総会決議日	2023 年 12 月 27 日 (予定)
本株式併合及び本授權資本増加の効力発生日	2024 年 3 月 27 日 (予定)
端数株式の買い戻し代金のお支払い	決定次第開示いたします。

【お問い合わせ先】

本株式併合に関しましてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

登録株主：

Suite 2103 Infinitus Plaza 199 Des Voeux Road Central, Hong Kong

Beat Holdings Limited

電 話 +852 3196 3939

受付時間 平日 9:00~17:00 (土・日・祝祭日を除く)

実質株主：

〒107-0062 東京都港区南青山 1-2-6 ラティス青山スクエア 2 階

Beat Holdings Limited IR デスク

電 話 03-4570-0741

受付時間 平日 9:00~17:00 (土・日・祝祭日を除く)



ビート・ホールディングス・リミテッドについて

当社、ビート・ホールディングス・リミテッドは、ケイマン諸島においてケイマン法に基づいて設立・登記されたグローバルな投資会社で、香港に事業本部を構え、日本、シンガポール、マレーシア、インドネシア、中国及びカナダに子会社を有しております。子会社の新華モバイル（香港）リミテッドを通じて知的財産権の取得及びライセンスを行っています。また、子会社の GINSMS Inc.（トロント・ベンチャー証券取引所に上場、TSXV：GOK）を通じてモバイル・メッセージング・サービス並びにソフトウェア製品及び専門サービスを提供しています。当社は、東京証券取引所のスタンダード市場に上場（証券コード：9399）しております。

詳細は、ウェブサイト：<https://www.beatholdings.com/> をご参照下さい。

本書は一般公衆に向けられた開示資料であり、当社株式への投資を勧誘するものではありません。投資家は、当社への投資を判断する際、当社の過去の適時開示資料及び法定開示資料を含むがこれらに限定されない資料を確認し、それらに含まれるリスク要因及びその他の情報を併せて考慮した上でかかる判断を行う必要があります。